

第 8 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 5 年 6 月 1 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 14時00分 閉会時刻 14時54分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	大 原 あかね		
	沼 本 浩 彰		
	江 原 雅 江		
	難 波 弘 志		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	倉 本 英 明
参 事	島 田 旭	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	小 野 敏	課長代理	武 内 栄 治
部 長	根 岸 正 治		
参 事	渡 邊 直 樹		
部 長	森 茂 治		
副参事	八 方 良 久		
次 長	湯 地 嘉 隆		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第33号	令和5年度6月補正予算案（教育委員会関係分）について
		議案第34号	倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の改正について
		議案第35号	倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について
		議案第36号	倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について
		議案第37号	倉敷科学センター協議会委員の委嘱について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	1名
	議事録者氏名	武 内 栄 治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁 科 康	
	委 員	大 原 あ か ね	

〈教育長〉 それではただいまから、教育委員会を開催いたします。

ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。

この度の教育委員会は、「Zoom」によるWeb会議方式により開催しますので
よろしくをお願いします。

まず、教育委員会議事録についてです。4月6日および4月20日の2件につ
きまして、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきました
でしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ありがとうございます。

4月6日および4月20日の議事録につきて、承認することにご異議ご
ざいませんか。

〈各委員〉 ありません。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、4月6日および4月20日の議事録を承認するこ
ととします。前回5月11日の会議録につきては、恐れ入りますが、次
回の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思いますので、
よろしく願いいたします。

本日の傍聴者は1名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍
聴してください。

それでは、審議に入ります。議案第33号「令和5年度6月補正予算案（教
育委員会関係分）について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 当日配付資料の1ページをご覧ください。

議案第33号「令和5年度6月補正予算（教育委員会関係分）」についてでございますが、6月定例市議会に提出する議案の作成に係る市長への意見の申出について、議決を求めるものでございます。

それでは、令和5年度6月補正予算（案）につきまして、その概要をご説明申し上げます。

当日配付資料の3ページをご覧ください。

まず、6月補正予算の規模でございますが、上段の表、令和5年度一般会計及び教育費予算額対比一覧表の下から2行目、6月補正額をご覧ください。教育費につきましては、4,971万5000円を増額し、6月補正予算後の教育費の累計は、143億3,100万円で、一般会計に占める割合は、7.0%となっております。

次に、下段の表、令和5年度教育費予算項別一覧表についてでございますが、表の下、計の欄をご覧ください。

令和4年度最終予算額と比較しますと、今回の補正予算後の額は143億3,100万円で、前年度末比で66.4%となっております。

次に、各項目別の歳出につきまして、その概要をご説明申し上げます。

4ページ、5ページの6月補正予算額内訳書をご覧ください。

まず、「小学校管理運営費」及び「中学校管理運営費」の、合計112万円につきましては、指定寄附に伴う学校の備品購入費でございます。

その次の、「小学校建設費」の「小学校校舎等建設事業」1,890万円につきましては、長尾小学校の教室不足に対応するため、校舎の整備に向けた設計等委託料でございます。6教室の整備を予定しております。

併せて、4,410万円を限度額として、令和6年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

続いて、「不登校等対策総合事業」の「不登校児童支援員配置事業（小学校）」
981万円につきましては、県の補助内示に伴う支援員の報酬等の増分でございます。

続いて、「共同調理場管理費」の「共同調理場管理運営事業」のうち、倉敷
中央学校給食共同調理場調理業務等委託事業につきましては、当該共同調理
場の調理業務を委託するため、令和6年8月から令和11年7月まで、18
億5,519万1000円を限度額として、債務負担行為の設定をお願いす
るものでございます。

また、新規事業「食品ロス削減推進事業」144万5000円につきましては
は、学校給食共同調理場のレトルト調理機を活用し、地元産食材の食品ロス
削減を推進するための経費でございます

その下、「共同調理場建設費」の「新共同調理場整備事業」300万円につ
きましては、玉島地区に学校給食共同調理場を整備するための調査・研究委
託料でございます。

続いて、「青少年教育費」の「子ども広場維持管理事業」
253万4000円につきましては、小西子ども広場（児島下の町）廃止に
伴う施設撤去工事費でございます。

続いて、「文化財保護費」の「指定文化財保存事業」291万2000円に
つきましては、国指定重要文化財である熊野神社の保存修理事業費に対する
補助金でございます。

また、新規事業「楯築遺跡保存整備事業」614万1千円につきましては、
国の2分の1補助を活用し、国指定史跡 楯築遺跡の保存整備に向けた保存
活用計画を策定するための経費でございます。

併せて、262万2000円を限度額として、令和6年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

最後に、「公民館費」の「公民館管理運営事業」92万円につきましては、基幹公民館に無線LANネットワーク等を整備するための経費でございます。

続いて、6ページの、債務負担行為補正をご覧ください。

先ほど、6月補正予算額内訳書の中でもご説明申し上げましたが、「長尾小学校校舎整備事業費」につきましては、令和6年度に4,410万円を限度額として、また、「楯築遺跡保存整備事業費」につきましては、令和6年度に262万2000円を限度額として、また、「倉敷中央学校給食共同調理場調理業務等委託事業費」につきましては、令和6年度から令和11年度まで、18億5,519万1000円を限度額として、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

簡単ではございますが、令和5年度6月補正予算（教育委員会関係分）の概要についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。

内容がたくさんございますが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈沼本委員〉ありがとうございます。

4ページの長尾小学校整備事業のところでお聞かせください。

先日、計画訪問で、長尾小学校にちょうどお伺いしました。校長先生とかにいろいろな場所を見させてもらったんですけど、39人クラスとかもあって、教室が足りていないということも聞きましたし、あそこは2階建てのプレハブがあるんですかね。その老朽化のことも、何とかなれば良いのにといいことを言われていました。

周辺の情報で言いますと、新倉敷駅周辺に新しいマンションが2棟建つ予定になっています。合計で100戸くらいの家庭が来られるのではないかなと思っているんですけども、今後、同じ長尾小学校区なので、どんどん増えていくのは間違いないのかなと思っているんですが、この6教室予定の内容というのが、もし今お話できる範囲でお聞かせいただけたらと思います。

〈教育長〉はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

〈島田参事〉6教室増えますが、プレハブを解体して、別棟となっておりました特別教室を本校舎へ移す等を考えておりますけれども、普通教室の増設等も、今後の設計の中で考えていくようにしております。

〈教育長〉沼本委員さん、どうぞ。

〈沼本委員〉どうもありがとうございます。プレハブはもう解体して、そこに新しく増築するという考えでよろしいでしょうか。

今のプレハブも、確かクラスで使われていたと思うんですけども、そうなった時に、そのクラスの工事期間の対応など、もし分かれば教えていただけたらと思います。

〈島田参事〉敷地のどこに計画するかということですが、これから設計業務を発注いたしますので、具体的にはその中で検討するということになるかと思います。

〈沼本委員〉ありがとうございます。

プレハブが無くなって、増築が半永久的ではないですが、そういった教室ができるというのは喜ばしいことだと、私も考えていますし、学校側も喜んでいるのではないのでしょうか。また、詳細が分かれば、当然持ってくると思うので、教えていただけたらと思います。

〈教育長〉他には、ございますか。

〈難波委員〉 下から3つ目の「青少年教育費」の「子ども広場維持管理事業」のところですけれど、この「小西子ども広場廃止に伴う施設撤去工事費」ということですが、この小西子ども広場というのは、ずいぶん以前からありますけれど、全く民間のものかなと思っていたものですから、子ども会がソフトボールをしたり、運動をするのに使ったりしているのかなと思っていたので、これは市がどういうふうに関わってきたのかなということと、この工事というのは何をどうする工事で費用がかかるのかということをお聞かせいただければと思います。

〈森 部長〉 この、子ども広場なんです、一般的には民間の土地を、市が借り受けまして、維持管理を子ども会の方にさせていただくというシステムで成り立っています。使用されるのは子どもで、子どもの遊び場ということで使っているという状況です。

子ども広場を設置する時に、ボール遊びをしたりしますので、防球ネット等を市が予算を取って設置するのですが、それが不要になった時には、市が設置したものは、市が取り払って、元の所有者の方にお返しするという制度になっております。

今回の小西子ども広場の場合、土地の所有者の方が、そろそろ要り様があるので返して欲しいといったことでしたので、廃止ということになりました。

〈難波委員〉 ありがとうございました。

他の地域の子ども会も、いろんなところでソフトボールをしたりして、子どもは減っているようですけれども、他の場所にも、幾つか市が関わった、そういう広場や運動場というのがあるんですね。ここだけではなくて、いろんな地域に。

〈森 部長〉 子ども広場としては、市内に20数か所ございます。

〈難波委員〉分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉他にございませんでしょうか。大原委員さん、お願いします。

〈大原委員〉公民館費のところで、無線LANネットワークのことがあります、他の公共施設の無線LANネットワークの設置状況はどうなっているのか教えていただけますか。

〈森部長〉公民館ではなくて、他の公共施設のことでしょうか。

〈大原委員〉そうです。これは公民館費なので、公民館のことだとは分かったので、市他の公共施設ではどれくらい要るのか、参考までに教えてください。

〈森部長〉児島市民交流センターや玉島市民交流センターといったところに無線LANが通っており、フリーWi-Fi いうのをしております。市の職員が使用するLANというのは、美術館や、自然史博物館、ライフパーク倉敷といったところにインターネット環境が整備されていますので、市の職員が利用することができます。一部、公民館ですとか、図書館の窓口には、幾らか市民の方々に使っていただけるインターネット端末の設置をしておりますので、そういうところをご利用いただけたらと思っております。

〈大原委員〉図書館等々にもやはりフリーWi-Fi があるかどうかというのは、市民の方たちの使いやすさに関係してくると思うので、またいつかのタイミングで、あと自然史博物館とかライフパーク倉敷とかで、市民の方たちが使えるフリーWi-Fi がどうなっているのかというのを、どこかのタイミングで教えてくださいというのが、要望の一つです。

またもう一つ要望があります。

今いただいている補正予算は、この後いろいろ補正予算があって、増えていたりすると思います。全体像が分かっていると、各論どうかというのを考えるのが、非常に難しいので、どれくらいの資料が教育員会にあるのかは

分かりませんが、年間、過去これくらいのところを予算でお願いしようと思う中の、今はこの部分というのが分かるような資料を、今後もし予算の時に出していただけると非常にありがたいです。ご検討ください。お願いします。

〈教育長〉はい。よろしいでしょうか。

今後、未確定なものもたくさんございますが、可能な範囲でということによりよろしいでしょうか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉それでは、他にはよろしいでしょうか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第33号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第33号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第34号「倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉議案第33号「倉敷市立高等学校の授業料に関する規則の改正について」ご説明いたします。資料の1、2ページをご覧ください。

本規則では、高等学校授業料に関する納期の猶予（納期特例）などを定めておりますが、条文の中に、文部科学省令の条文条項を引用している箇所がございます。

この度、国において引用元となる文部科学省令、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）」が改正されたことを受けまして、本規則の改正を行うものでございます。

省令改正の内容でございますが、高校生等への就学支援としまして、平成22年度以降の高等学校授業料の無償化の仕組み、これを「就学支援金制度」と申しますが、この就学支援金に「家計急変世帯への支援制度」が創設されました。

これまで、就学支援金の支給の可否の決定は、前年の課税所得に基づいて判断されていましたが、改正後は会社の倒産や病気等で家計急変により収入が減少した世帯にあっては、急変後の直近の収入状況を基に判断することとしたものです。

前年の課税所得に抛らず、国が、家計急変世帯の者に代わり、授業料を負担できるようにするため、省令改正が行われたものでございます。

詳細につきましては、3ページからの新旧対照表をご覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第34号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第34号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第35号「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉配布資料8ページをご覧ください。

議案第35号、「倉敷市立小、中学校学区審議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

これは、「倉敷市立小、中学校 学区審議会条例」第3条及び第4条に基づき、学区審議会委員の委嘱を行うものでございます。

9ページに小、中学校 学区審議会委員の新旧対照表をお示ししております。令和4年度末の役職異動のため、市PTA連合会3名の方々に新任委員をお願いしております。

次の10ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししています。任期は、前任委員の残任期間とし、令和5年8月31日までとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第35号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第35号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第36号「倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉資料11ページをご覧ください。

議案第36号「倉敷教育センター運営委員会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

この委員会は、「倉敷教育センター条例」第12条に基づき、倉敷教育センターの事業の企画・運営等について審議することを目的として、年2回開催されているものでございます。

12ページに、新旧委員の対照表をお示ししております。令和5年6月末の任期満了に伴い、新たに9人の新任委員をお願いをすることといたしております。また、13ページには、新任委員を含めた委員一覧をお示ししております。任期は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。

議案第36号につきまして、可決することに、ご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第36号は可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第37号「倉敷科学センター協議会委員の委嘱について」のご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉続いて、資料の14ページをお願いします。議案第37号は「倉敷科学センター協議会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

この協議会は倉敷科学センター条例に基づいて、科学センターの事業の企画及び運営について協議するため、開催されるもので、現委員の任期が6月30日に満了することから、倉敷科学センター条例に基づいて教育委員会が委嘱するものです。

資料の15ページの上段に新任委員、下段に旧任委員を掲載しています。令和4年度末の役職異動などにより4名の方に新任委員をお願いしています。

次のページをお願いします。資料の16ページには、新任委員を含めた委員の一覧表をお示ししています。委員の任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までとなっています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第37号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第37号は可決することに決定いたしました。次に、報告事項に移ります。

「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてのご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてご報告いたします。当日配布資料の17ページをご覧ください。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会では、毎年、教育行政事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、その報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、ホームページに掲載し公表をしているところでございます。

今年度も、次のとおり点検及び評価の事務を進めてまいります。

1のとおりに、今年度の点検・評価の対象年度は、令和4年度でございます。

2の報告書の内容といたしましては、(1)教育委員会の活動状況について、教育委員会の定例会の開催回数、議決した案件などを報告します。(2)教育委員会における事務の点検・評価については、令和3年3月に策定した令和

3年度から令和12年度までの10年間の計画を示した倉敷市教育振興基本計画が対象となります。

倉敷市教育振興基本計画の14の基本施策ごとに掲げた数値目標について、市民アンケート等の結果から分析を行い、基本施策ごとに、課題と今後の取り組み方針を整理し、学識経験者から意見も頂きまして、10月開催の教育委員会において、素案の説明をいたします。そこでのご意見等を踏まえまして、11月開会の教育委員会におきましてご決定をいただきたいと考えております。

3の公表につきましては、倉敷市全体で実施する施策評価の公表後に、速やかに市議会に提出し、あわせて、市のホームページで公開する予定としております。

以上、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、主にその内容と今後の予定について説明させていただきました。

よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは、続きまして、「倉敷市立精思高等学校の分校について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉当日配布の方の資料7ページをご覧ください。

「倉敷市立精思高等学校の分校について」についてご報告いたします。「倉敷市立精思高等学校の分校として、令和6年度から霞丘小学校跡地へ開校し、設置学科を普通科（昼間部）、商業科（昼間部）とする」ことを公表しておりますが、このたび名称等が決まりましたのでご報告いたします。

分校の名称は、「倉敷市立精思高等学校霞丘校」でございます。

これは、校舎が霞丘小学校の跡地であることもあり、場所がどこか分かりやすく、なじみもあるものとして、「霞丘校」といたしました。

募集人員は、普通科60名、商業科30名とし、転編入審査に普通科10名、商業科5名としております。

これは、多様な学習経歴の生徒が多いことから、個別の指導が行いやすい少人数授業を想定したものです。

また、一旦、他校へ進学したものの卒業することができなかった生徒に対し、学び直しを考える際の選択肢となるよう、転編入学も実施できるようにしています。

次に入学者選抜についてですが、特別入学者選抜と一般入学者選抜〔第Ⅱ期〕で実施します。これまで、精思高等学校、玉島高等学校ともに一般入学者選抜〔第Ⅱ期〕にて入試を実施してきました。これまでの一般入学者選抜〔第Ⅱ期〕での入試に加えて、特別入学者選抜も実施することで、生徒が、多くの選択肢の中から主体的に選択し出願できるようにするものです。

教育課程につきましては、修業年限などに加えて、科目選択も多い「単位制」を採用いたします。従来の「学年制」ではなく、単位制を採用することで、生徒は3年で卒業することも、4年かけて卒業することも可能で、自分のペースで学習に取り組むことができます。学び直しも含めて、多くの科目を開講し、興味や関心に応じた生徒の学びを応援したいと考えております。

倉敷市立精思高等学校の分校は、令和9年4月1日からの開校を公表している精思・玉島高等学校統合校への移行期間として、令和6年4月1日から開校するものです。

生徒一人一人のニーズに柔軟に応える新たな役割をもつ高等学校として、教育内容の充実を図って参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「令和5年度全国・岡山県学力・学習状況調査の実施について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉資料18、19ページをご覧ください。

令和5年4月18日（火）に実施いたしました「令和5年度全国及び岡山県の学力・学習状況調査」の実施の概要について御報告いたします。

まず、「1 令和5年度全国学力・学習状況調査」についてですが、(2)、(3)にありますように、小学6年生、中学3年生を対象として、小学校は「国語」と「算数」の2教科、中学校は、「国語」と「数学」に3年に1回実施されております「英語」を加えた3教科で実施いたしました。

また、生活習慣や学習環境等を尋ねる「質問紙調査」も例年通り実施しております。

これらの調査結果の提供につきましては、(5)にありますように、7月下旬に、国・県を通じての返却が予定されており、結果の公表については(6)、国・県・市町村の分析結果の公表を待つて、倉敷市の状況について御報告をさせていただくことといたしております。

次に「2 岡山県学力・学習状況調査」についてですが、これも(2)、(3)にありますように、「調査対象」は全国調査を行っていない学年のうち、小学校低学年を除いた、小学3、4、5年生、中学1、2年生の全児童生徒を対

象として、小学校は「国語」と「算数」の2教科、中学校は「国語」と「数学」に「英語」を加えた3教科で実施しております。なお、今年度から中学2年生に加えて中学1年生においても、「英語」を実施しております。

そして、「質問紙調査」につきましては、全国調査とほぼ同じ内容で、小学5年生と中学1、2年で実施しております。

次のページには、「(4)の実施人数等」には、実際に調査を受けた児童生徒の人数等を載せております。

結果の提供や公表は、(5)(6)のとおりです。結果は、全国調査より少し早い7月上旬が予定されています。

最後に、「3 各調査結果の活用について」ですが、(1)(2)につきましては、調査後に、「模範解答」や「採点集計ツール」を各学校に送付し、結果返却より前に、少しでも早く児童生徒の実態把握が行えるように、また学校ごとの成果や課題が把握・分析できるようにしています。

また、(4)にありますように、例年行っております学力向上担当者を対象とした「結果説明会」の開催を8月31日に予定しています。

その他にも、「校長会」や「校長会研修部」での研修、指導主事による校内研修への参画、小中学校に5名ずつ配置しております「授業改革推進リーダー・推進員」による学校訪問等を通して結果を多面的に分析し、各学校ごとに「改善プラン」を作成して、明らかになった課題の解決に取り組んでいく予定としております。

報告は、以上になります。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉未実施人数というのが、だいたい3～7%くらいあるのですが、この人たちの未実施、つまり試験ができなかったことの原因が、病気とかいろいろある

と思うのですが、その辺りのことを、大まかな数字で良いので分かりましたら教えていただけたらと思います。

〈根岸部長〉主な理由は、体調不良等による欠席ということになります。

公式に行えなかった子も、後日に実施して、正確な結果には反映されませんが、個人には学習状況が伝わるようにしていくようにしてまいりたいと思います。以上です。

〈難波委員〉ありがとうございました。

もう一つは、この特別支援学級の子どもたちがいますが、その子たちは受験できているのでしょうか。

〈根岸部長〉自閉症・情緒障がい特別支援学級のお子様については同様に受験対象者として受験することになっておりますけれども、知的障がい学級のお子さんについては対象外だったと思いますが、再確認してお知らせしたいと思います。

〈難波委員〉分かりました。ではこの成績が出ている中には、知的障がいの子どもは入って来ずに、自閉症や情緒障がいの子どもは、基本的には受験するという方向になっているということですね。

〈根岸部長〉そうだと思います。

〈難波委員〉分かりました。ありがとうございました。

〈教育長〉他にはございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業契約の締結について」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉「(仮称) 児島学校給食共同調理場整備運営事業契約の締結について」報告をいたします。

教育委員会資料の２０ページをお開きください。この件につきましては、令和５年４月２０日開催の教育委員会で、優先交渉権者が決定した旨をご報告させていただいております。

その後、この優先交渉権者と市との間で、業務内容の詳細について、協議が固まり、４月２８日に仮契約を締結しております。つきましては、今月８日開会予定の倉敷市議会に契約議案を上程させていただく予定ですので、その内容をご報告させていただくものです。

共同調理場の建設予定地は、児島味野４０５１番地２外で、旧海技大学校の跡地となります。

契約の方法、金額、履行期間、契約の相手方につきましては資料に掲載しているとおりでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉参考までに教えていただきたいんですけど、文科省は給食費を無償化するようなことを言い始めている中で、今後の給食関係の収入が変わってくる可能性もあるのではないかと考えています。こういった将来の投資に向けて、給食費無償化への対応というか、それは考慮に入れなければいけないのか、入れなくても良いのか、その辺りを教えていただけますか。

〈渡邊参事〉念のため確認をさせていただきたいのですが、収入というのは倉敷市にとっての収入という意味で間違いないでしょうか。

〈大原委員〉契約金額を設定する時に、ある程度、将来的にどう回収できるかとか、そういったことを考えて契約金額を、いわゆる幾ら投資できるかということを考えていらっしゃるのかと思ったので、そういった意味で、将来の給食関係の

収益というのをどういうふうに見込んでらっしゃるのかというのを教えて
いただきましたかったということです。

〈渡邊参事〉学校給食の給食費で、保護者の方から集金をさせていただいている金額については、法律に基づいて集金するのですが、食材費に相当するものをいただいております。食材費については保護者の方から集めた金額で、全て賄うという方法をとっており、今回提案させていただいている契約金額、施設の建設費用であったり、調理業務の業務委託料であったり、施設の維持管理費であったり、こうした金額は給食の無償化とは筋の違う方向のお話でございますので、給食費の無償化について議論が進んでいることは事実ですが、仮に、そういうことが成されたとしても、契約金額とは直接関係することはありませんので、ご報告いたします。

〈大原委員〉分かりました。保護者の方たちからもらっていた食材費をもらわなくなった場合、それを教育委員会で負担するとなると、教育委員会全体の予算がその分、増えなかったら、どこかの予算を削って、そこへ持っていくということになってしまうのではないかとこのことを危惧していました。

ただ、食材費を保護者からもらわない代わりに、それは別のところで補填をして、教育委員会費としての負担がないのだったら、今おっしゃったように、この先のことは全く心配しなくていいと思うので、安心しました。

ありがとうございます。

〈渡邊参事〉念のため補足をさせていただきますが、仮に、学校給食費無償化というのが国の方で打ち出された場合には、これはそれに見合う財源が、国等できちんと手当てされるということが前提となると考えております。

全額を、いきなり市で給食費の面倒を見てくださいというか、他の教育費が圧迫されるというような議論は、我々としては受け入れにくいと考えております。国の方でしかるべき予算措置等をしていただきたいと考えております。

〈大原委員〉 もちろん、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、今は各自治体が、どれだけ子どもたちに来てもらうか。その子どもたちが、またその親御さんが、安心して子どもを預けられる社会にしていくという時に、文科省が教育費を保証して初めて、給食費を無償にする自治体と、その前からきちんと自治体として、その分を担保する自治体とでは、やはりそこに住んでいる人たち、また選ばれる自治体になるかどうかというところで、差が出てくると私は思っています。

だから、倉敷市は直ぐに無償化しろというわけではないのですが、やはり国からの補填が決定する前に、子どもたちにとって、またその保護者にとって、何が必要かということを考え、いつも言っていますが、予算を取ってくるように、もしも必要であれば私もお協力はしていきますので、よろしくお願いします。お願いということですので、以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 続きまして、「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・(仮称)児島学校給食共同調理場の整備にかかる調理場の変更について」のご説明を、渡邊参事、お願いします。

〈渡邊参事〉 「(仮称)倉敷学校給食共同調理場・(仮称)児島学校給食共同調理場の整備にかかる調理場の変更について」のご報告をいたします。

教育委員会資料21ページをお開きください。

本市におきましては、令和2年5月に公表した倉敷市学校給食調理場に係る整備の基本方針に基づき、共同調理場の整備を進めており、(仮称)倉敷学校給食共同調理場につきましては令和6年8月から、(仮称)児島学校給食共同調理場については令和7年8月からの給食提供を目指し、準備をすすめているところです。この2つの共同調理場の整備に伴い、一部の学校について、給食を提供する調理場、いわゆる受配校ですが、これを変更する予定ですのでご報告いたします。

変更の内容はこの2つの表に掲載のとおりなのですが、細字・明朝体で記述の部分は過去に公表していたもの。太字・ゴシック体で記述の部分は、今回新たに変更することをお知らせする学校でございます。

引き続き、安全性の高い給食の提供を目指し、共同調理場の整備をすすめてまいります。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ご質問等ございましたら、願いいいたします。

〈難波委員〉先ほどの補正予算のところで、玉島の共同調理場のことが出ていましたけれども、これで4つ共同調理場ができ、多分、大規模校は自校でやっていくのではないかと思いますのですが、これが完成したあかつきの全体像について教えていただければと思います。

〈渡邊参事〉繰り返しになりますが、令和2年5月に公表した「倉敷市学校給食共同調理場整備に係る基本方針」に基づいて、共同調理場整備を進めており、難波委員のおっしゃるとおり、倉敷市鶴の浦に共同調理場が今現在あります。倉敷と児島が今、建設工事が始まったり、契約議案が上がったりというところです。本日、玉島地区で共同調理場を整備する方向で調査・研究をするという委託料を市議会の方で提案させていただく予定にしております。共同調理場が4箇所の体制で、真備と庄にもありますので、細かく言いますと6箇所の

体制で、残り食数が1,000食以上のところでは自校式で給食提供を目指していくというのが予定されている完成でございます。

大きく給食調理場の整備については、本日提案予定にしました玉島地区のものが、基本的には最後と考えております。以上です。

〈難波委員〉分かりました。ありがとうございました。

かなりの調理数になるから大変だと思うのですが、先日もお話しましたが、いわゆる総社市が幼稚園の子どもたちに給食を提供するということを、初めて進めていくということがありましたけれども、こども園の大きいところは自分のところで作っていますが、幼稚園、こども園が今後どういう再編が進んでいくのか難しい部分もあるんですけど、その辺りのところも含めて、長期的に検討していけば良いのではないかと考えているので、少し述べさせていただきます。

長いスパンで考えていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。他にご質問等ございませんでしょうか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉以上で、予定していました議題はすべて終了しましたが、事務局から他に何かございますか。

〈事務局〉ありません。

〈教育長〉委員の皆様から他に何かございますか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉本日は、Web会議にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。